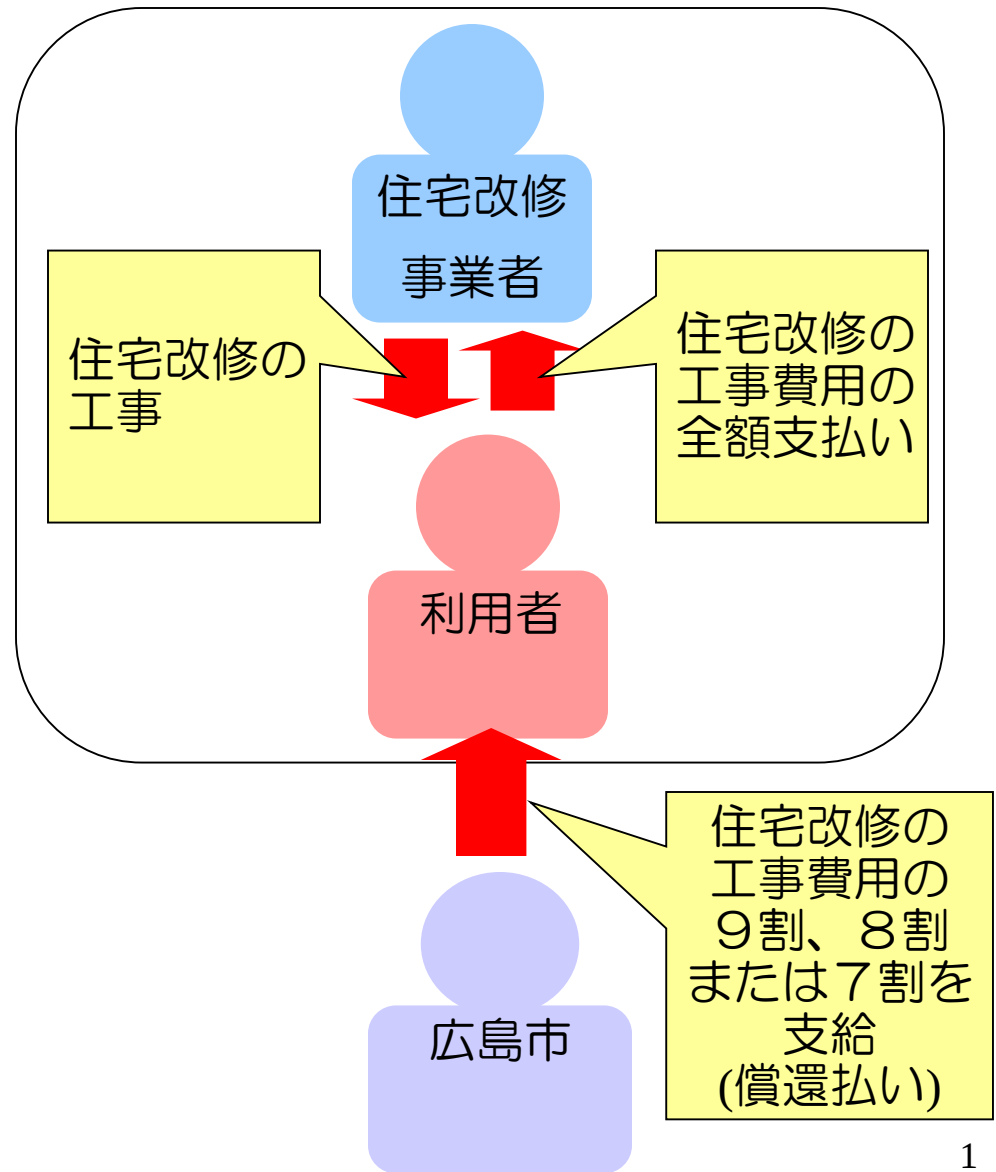


介護保険住宅改修制度について

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

介護保険住宅改修制度とは

利用者が、手すりの取付けその他の**厚生労働大臣が定める種類の住宅改修**を行った場合で、広島市が利用者の心身の状況や住宅の状況から必要と認めた場合、住宅改修事業者へ支払った費用のうち9割、8割または7割（上限18万円、16万円または14万円）を利用者へ支給する制度。



広島市では、費用の9割、8割または7割（上限18万円、16万円または14万円）を、利用者ではなく、住宅改修事業者へ直接振り込む「**受領委任払い**」も平成21年度から導入している。

厚生労働大臣が定める種類の住宅改修とは

- ① 手すりの取付け（住宅改修告示第一号）
- ② 段差の解消（住宅改修告示第二号）
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更（住宅改修告示第三号）
- ④ 引き戸等への扉の取替え（住宅改修告示第四号）
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え（住宅改修告示第五号）

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の**資産形成につながらないよう**、また住宅改修について**制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等**も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等**比較的小規模なものとなっている**。

（平成12年3月8日 老企第42号）

手すりの取付け

(住宅改修告示第一号)

「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に**転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの**である。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「**取付に際し工事を伴わない手すり**」に該当するものは**除かれる**。

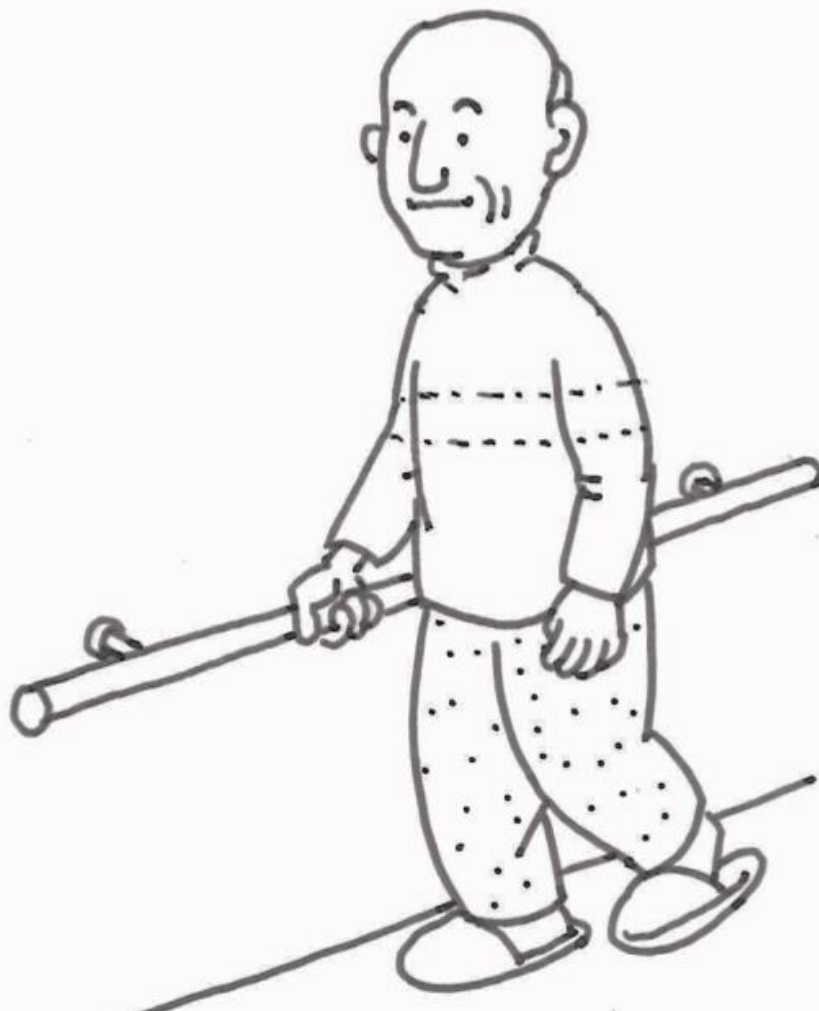
付帯工事として、**手すりの取付けのための壁の下地補強**が認められている。(住宅改修告示第六号)

【注意！】

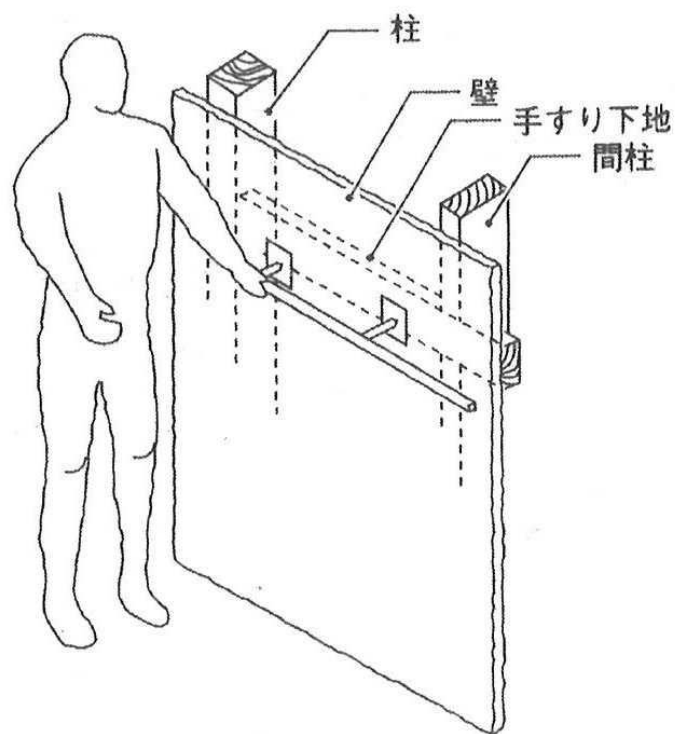
工事完了後に本市が検査した結果、手すりの下地補強をしっかりといていないため、グラグラして使用に問題があるものがありました。

その結果、不良工事として手直しを行っていただきました。

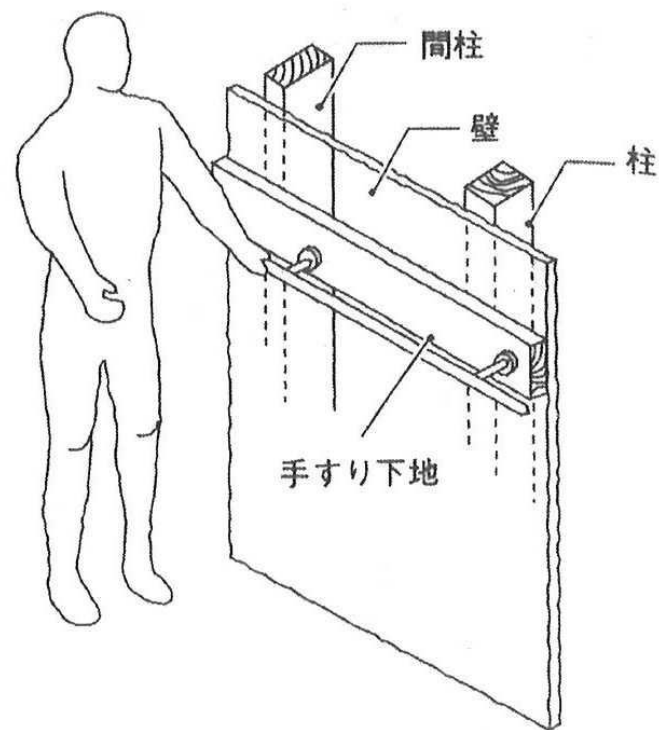
ユニットバスの手すりなど、壁の薄い場合などの下地補強に気をつけてください！



手すりの取付け (住宅改修告示第一号)



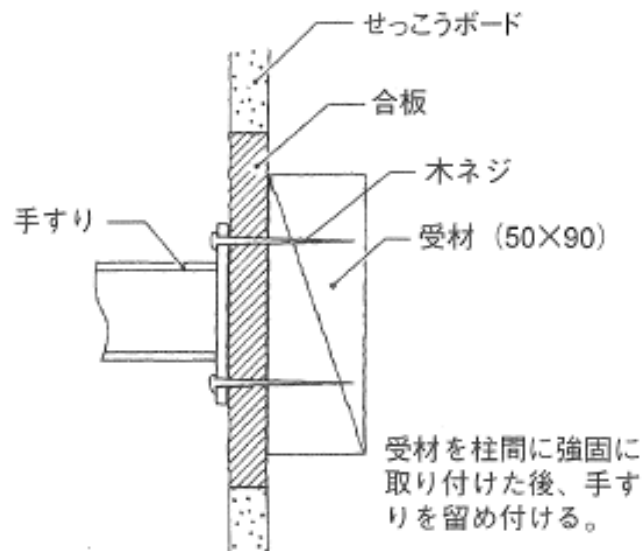
壁を一部くり抜いて補強する方法



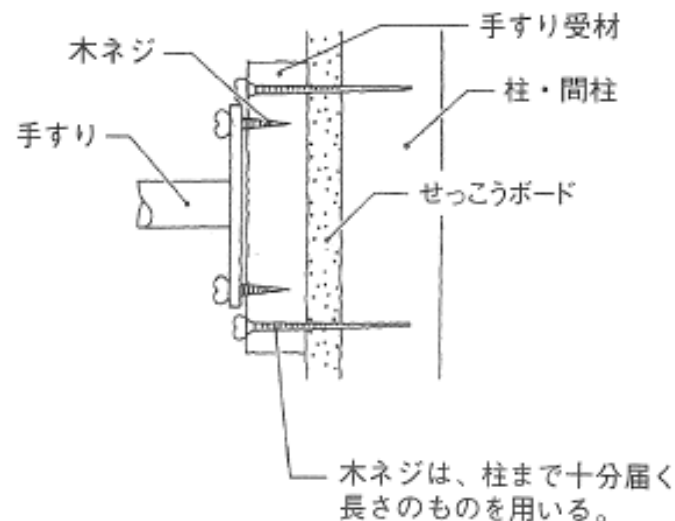
板を貼って補強する方法

図表5-11 手すり設置の壁補強方法

手すりの取付け (住宅改修告示第一号)



既存の壁を一部くり抜いて補強を行う例。壁をくり抜くので、大工工事・クロス貼替工事の手間がかかるが、仕上がりはきれいである。



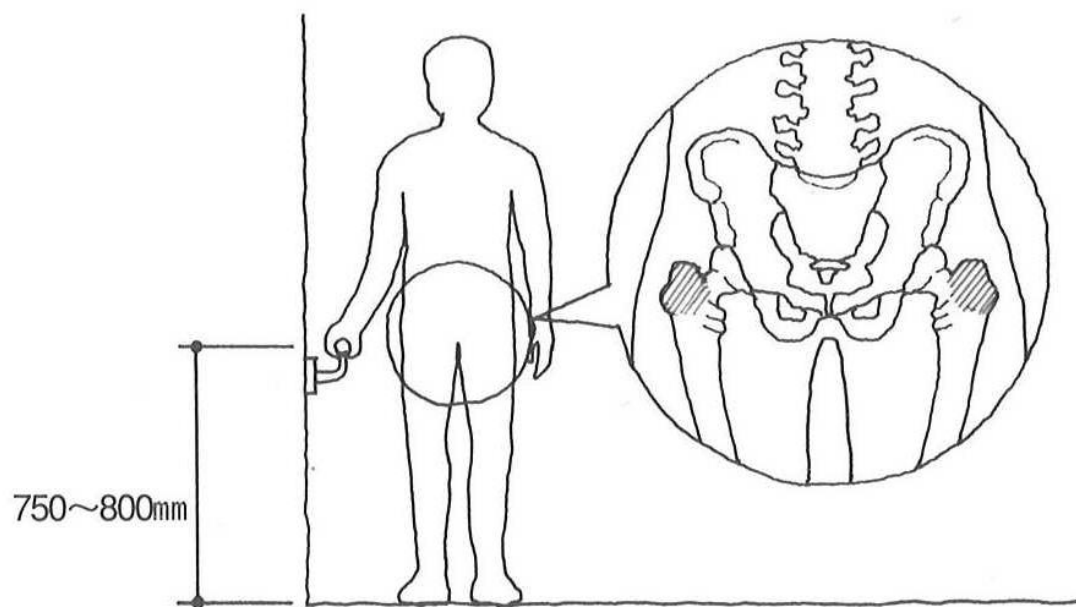
既存の壁はそのままにして、その上に板(手すり受材)を取り付ける例

図表5-12 手すり設置の壁補強方法(断面図)

手すりの取付け

(住宅改修告示第一号)

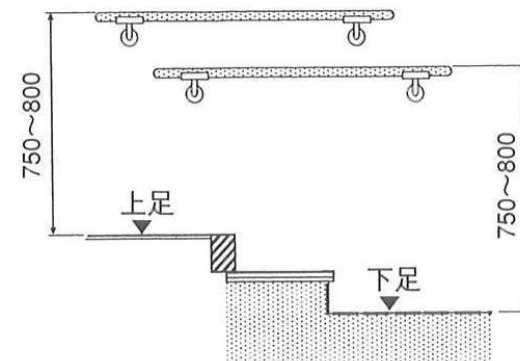
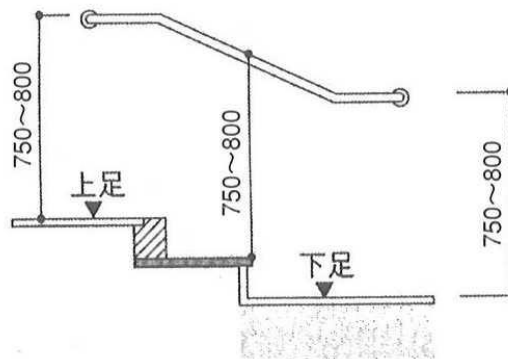
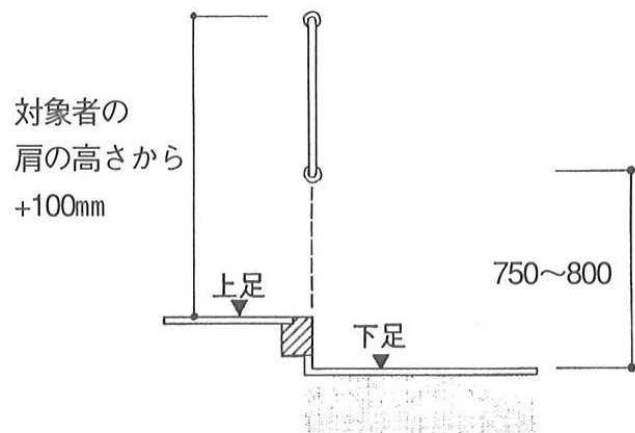
- 廊下手すり…取り付け高さは床から750～800mmを目安にする。使用者が決まっている場合には、脚の大腿骨大転子（付け根の部分）に合わせることを原則とする（図表5-16）。



廊下の手すり高さは、750～800mmを目安とするが、使用する人が決まっている場合は、その人の高さに合わせるとよい。高さは、大腿骨大転子の高さが最適と考えられている。

図表5-16 廊下の手すり高さの決め方

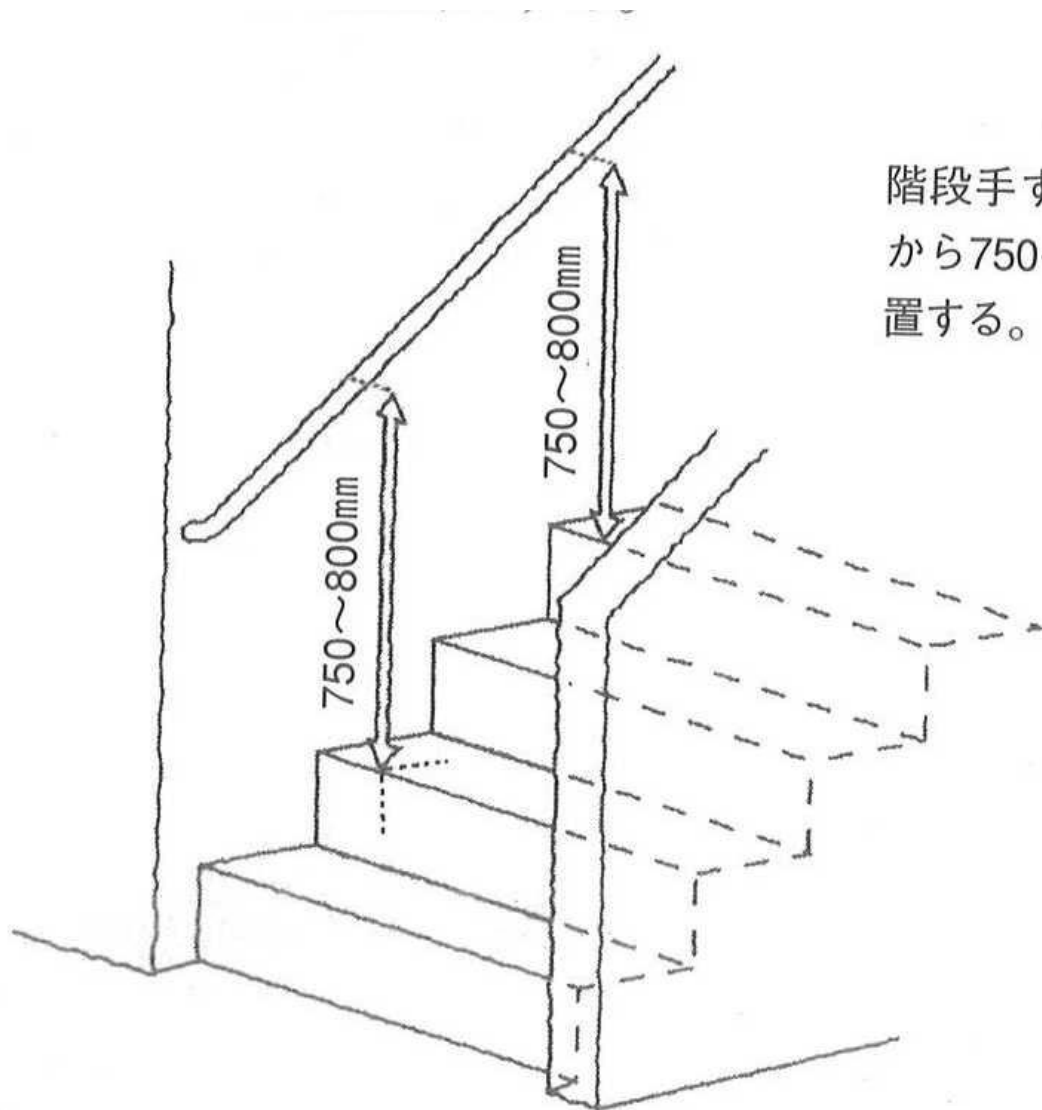
手すりの取付け (住宅改修告示第一号)



図表5-22 玄関手すり設置例

手すりの取付け

(住宅改修告示第一号)

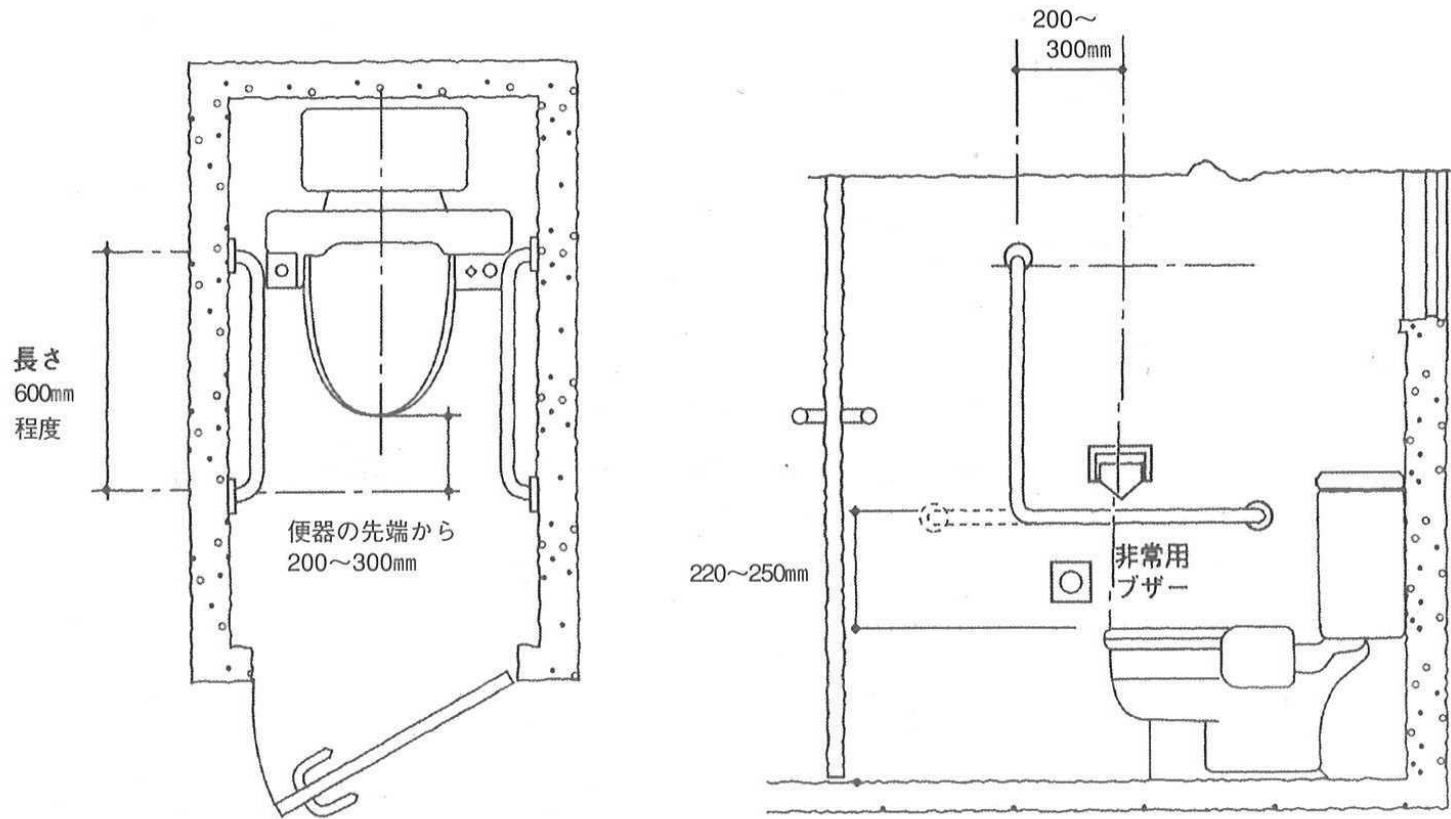


階段手すりは階段の踏面の先端部分（段鼻）から750～800mmを目安に使いやすい高さに設置する。

手すりの取付け

(住宅改修告示第一号)

- トイレ手すり…L型手すりの設置を検討する。横手すり部分は便座から220～250mm高さに、縦手すり部分は便器先端から200～300mmを目安に設置する（図表5-20）。



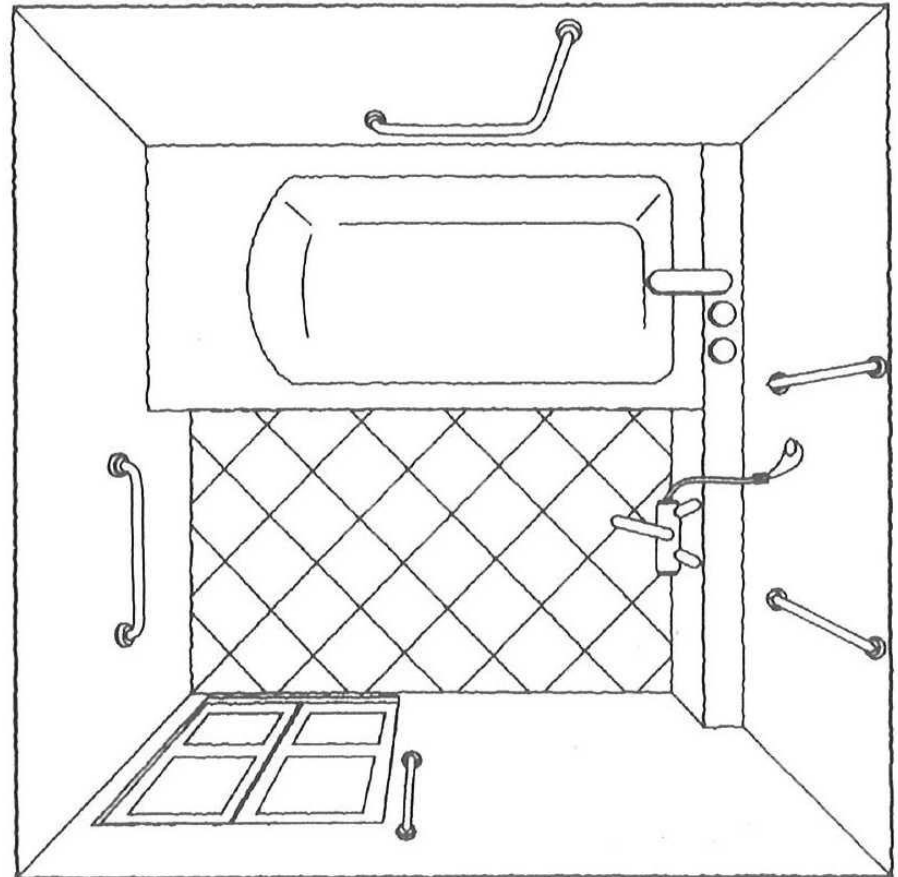
図表5-20 トイレ手すり設置位置

手すりの取付け

(住宅改修告示第一号)

●ユニットバスでは、浴室壁面に下地補強が施されていないので、ユニットバス壁面を取り外して補強し、手すりを設置後、ユニットバス壁面を再び取り付ける方法になる。

●一部のユニットバスメーカーでは、下地補強されていないユニットバス壁面でも設置可能な後付け手すり金具を販売している。



浴槽手すりを簡易手すりで代用する場合は、使い勝手を十分に確認する。

図表5-17 浴室手すり設置位置

手すりの取付け

(住宅改修告示第一号)

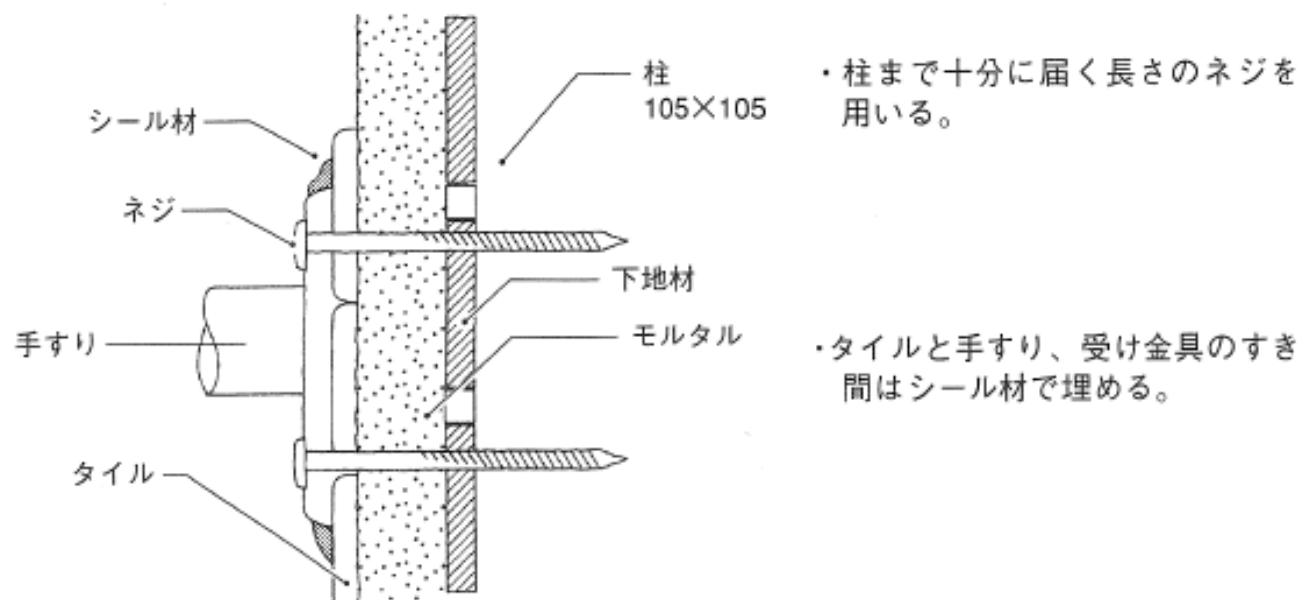


表5-18 浴室壁面がタイル仕上げの場合の手すり取り付け例

段差の解消

(住宅改修告示第二号)

「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の**各室間の床の段差**及び玄関から道路までの**通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修**をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

- ただし、貸与告示第八項に掲げる「**取付に際し工事を伴わないスロープ**」又は購入告示第三項第五号に掲げる「**座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする浴室内すのこ**」を置くことによる床段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

付帯工事として、浴室の床の**段差解消**(浴室の床のかさ上げ)**に伴う給排水設備工事**が認められている。(住宅改修告示第六号)

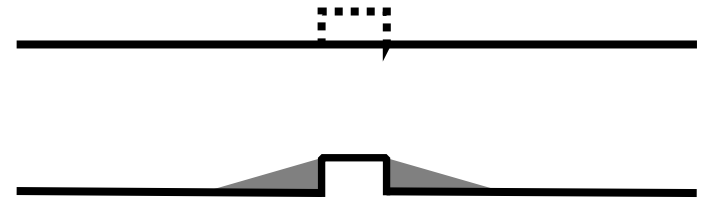


段差の解消

(住宅改修告示第二号)

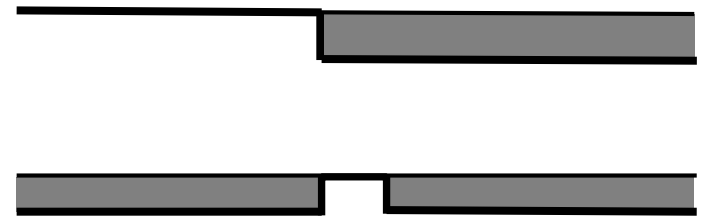
一般的な施工方法

敷居撤去、スロープ設置といった工事が想定されています。



狭い部屋等での施工方法

トイレや浴室のように狭い室では、嵩上げといった施工方法で段差解消をする。

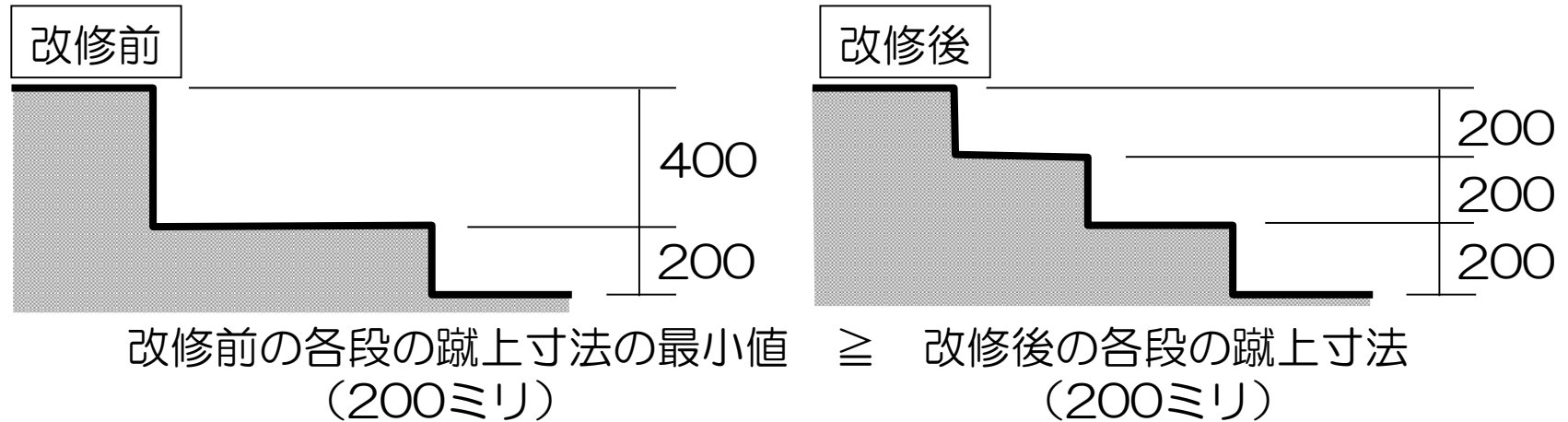


※ 居間等のように**広い部屋**で「嵩上げ」を行う場合は、過剰工事になる可能性がある。このため、市では、利用者保護の観点から、他の段差解消の方法を検討した結果、最終手段として「嵩上げ」の施工方法を選択したのかを理由書（「その他の動作(行為)」の欄等）に記載されているか確認する。

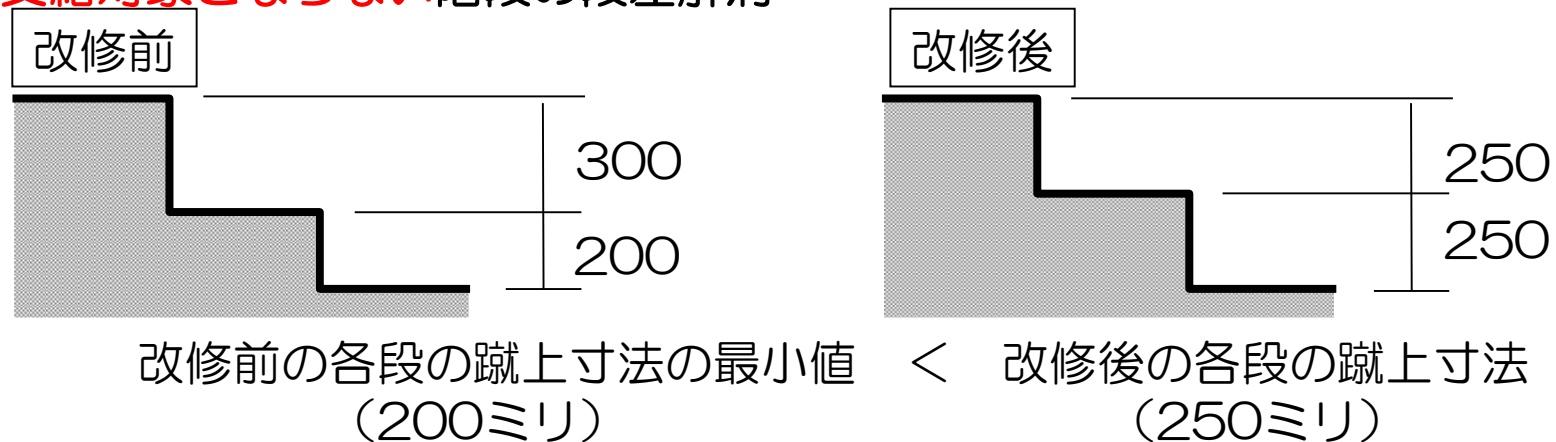
段差の解消

(住宅改修告示第二号)

支給対象となる階段の段差解消



支給対象とならない階段の段差解消



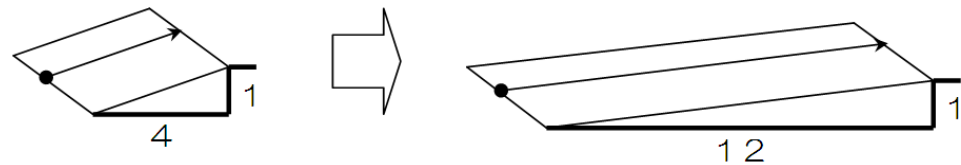
段差の解消

(住宅改修告示第二号)

平成24年4月1日からは、**通路等の傾斜**を解消するための工事も住宅改修の対象となった。

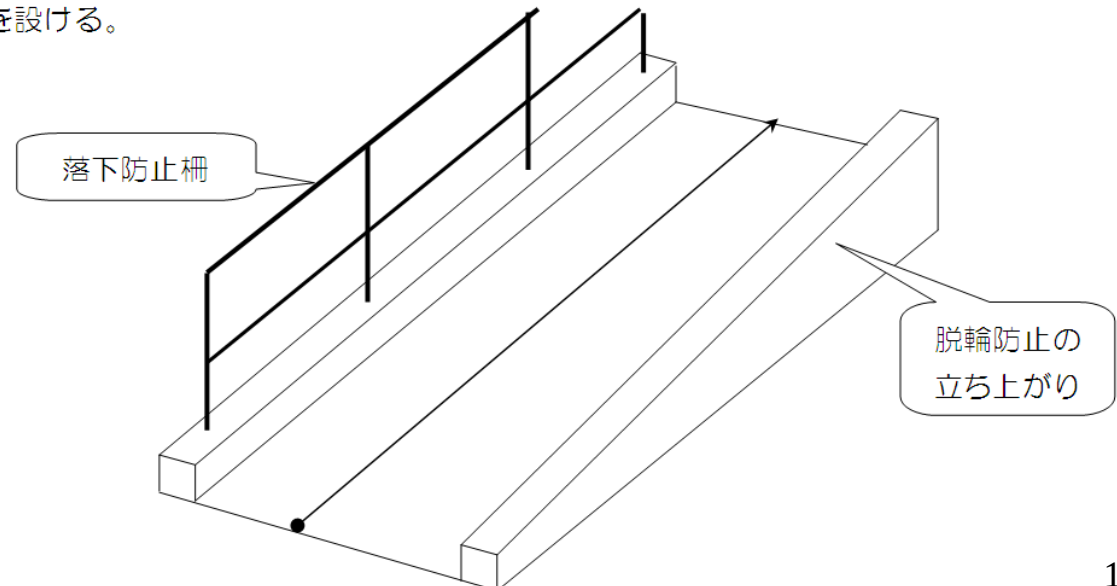
傾斜の解消の改修例

1 / 4の傾斜勾配のスロープは、車いすでの自力走行が困難なため、1 / 12の緩やかな傾斜勾配のスロープに改修する。



また、スロープの設置の付帯工事として、転落や脱輪の防止を目的とする**柵や立ち上がり**の設置も住宅改修の対象となった。

スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置の改修例
スロープを安全に利用するために、スロープの縁に脱輪防止の立ち上がりと落下防止柵を設ける。



滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (住宅改修告示第三号)

「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

※なお、滑り止め防止付の畳などもあるようです。

付帯工事として、**床材の変更のための下地の補修**や**根太の補強**又は**通路面の材料の変更のための路盤の整備**が認められている。
(住宅改修告示第六号)

【注意！】

工事完了後に本市が検査したところ、面積が足りておらず、再工事になった事例があります。

見積もりの時点から、本当に必要な面積を利用者と相談の上、正しく実測して図面を作成し、工事の完了時にも面積が足りているか確認してください。



引き戸等への扉の取替え

(住宅改修告示第四号)

「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を**引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える**といった扉全体の取替えのほか、**扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる**。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである

付帯工事として、**扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事**が認められている。（住宅改修告示第六号）

【注意！】
老朽化に伴う戸車やレールの更新は、対象になりません！！



引き戸等への扉の取替え

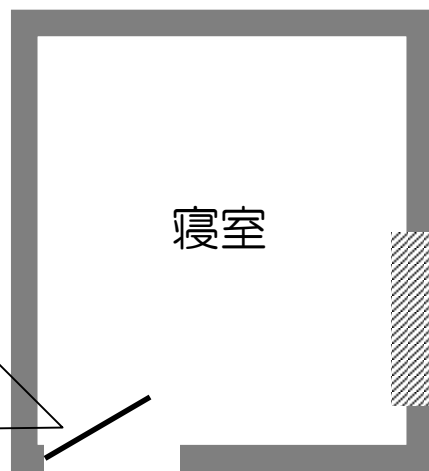
(住宅改修告示第四号)

平成21年4月1日からは、**扉の新設**も住宅改修の対象となっているが、あくまでも「扉の位置の変更」という扱いであり、また「扉の位置の変更」に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り、特別に認めているものである。

扉の新設の改修事例

(既存の扉)

内開きの扉なので、車いすを利用する利用者のために引き戸としたいが、廊下が狭いため、この場所で扉取替えができない。



(新設の扉)

既存の扉位置では、扉取替えができないので、寝室内の他の壁面に引き戸を新設する。

洋式便器等への便器の取替え

(住宅改修告示第五号)

「洋式便器等への便器の取替え」とは、**和式便器を洋式便器に取り替える場合及び既存の便器の位置や向きの変更が一般的に想定**される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「**腰掛便座**」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの**機能等の付加は含まれない**。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

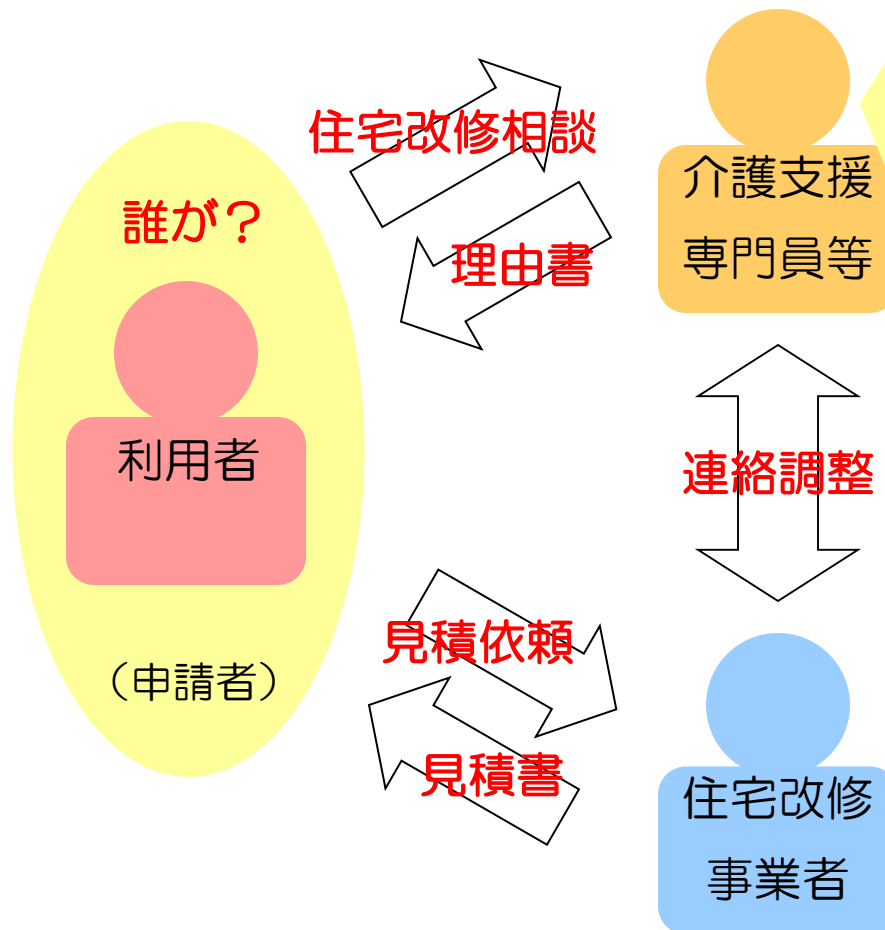
付帯工事として、**便器の取替えに伴う給排水設備工事**(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、**便器の取替えに伴う床材の変更**が認められている。(住宅改修告示第六号)



住宅改修申請の手続き

- ① 住宅改修の事前相談
- ② 住宅改修支給申請（事前申請）
- ③ 工事
- ④ 住宅改修支給申請（事後申請）

① 住宅改修の事前相談



理由書を作成することができる者

- ・ **介護支援専門員**
 - ・ 介護予防支援事業所の担当職員
 - ・ 理学療法士又は作業療法士
 - ・ 福祉住環境コーディネーター（２級以上）
 - ・ 増改築相談員

理由書を作成しようとする者と、当該住宅改修に係る利用者の居宅サービス計画等を作成している者とが異なる場合は、十分に連絡調整を行うこと。

居宅サービス計画等を作成している者（介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員）は、複数の住宅改修の事業者から見積を取るよう、利用者に対して説明すること。
(平成30年7月13日より)

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われる場合は、**対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出すること。**

(平成12年3月8日 老企第42号)

② 住宅改修支給申請（事前申請）

（事前申請に必要な書類）

- ①住宅改修費支給申請書
- ②理由書
- ③見積書
- ④住宅改修の予定の状態が確認できるもの（写真等）

（利用者が住宅の所有者でない場合に必要な書類）

◎ 住宅所有者の承諾書

（受領委任払いを利用する場合に必要な書類）

◎ 住宅改修費の受領委任に関する誓約書

なお、「①住宅改修支給申請書」は、受領委任払い専用のものを使用すること。

誰が？



①事前申請

②審査結果

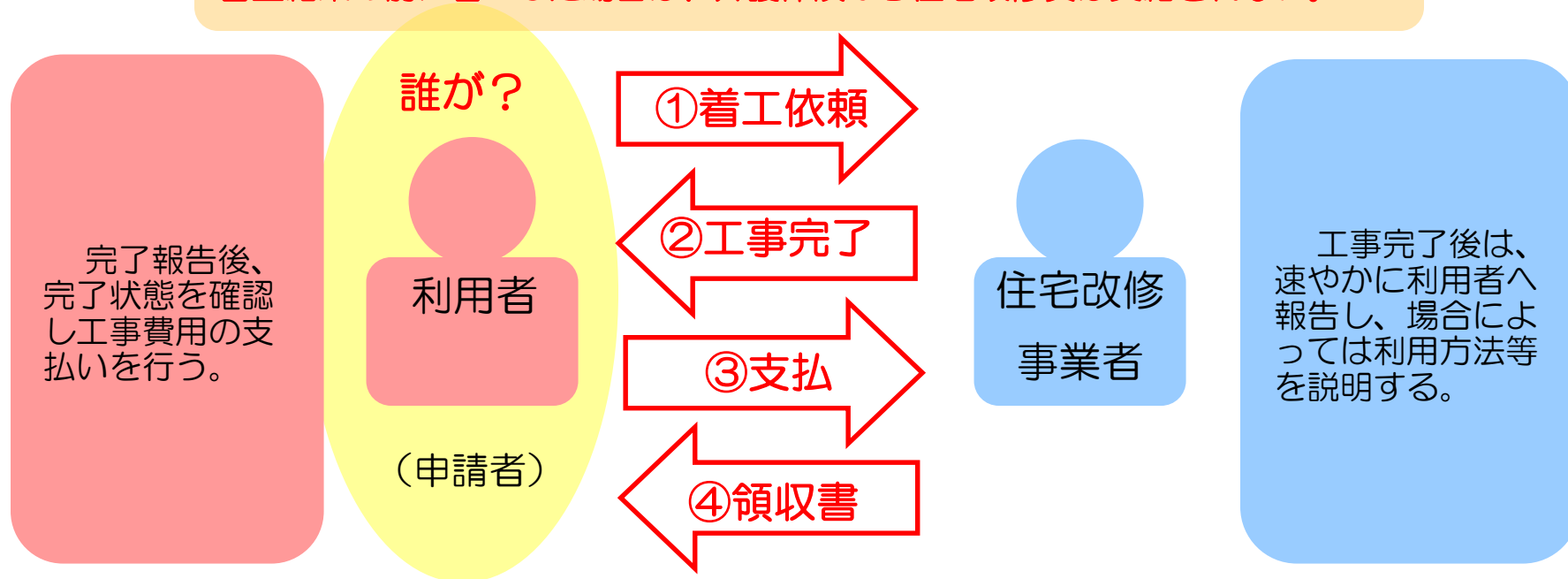
広島市
各区福祉課

住宅改修の支給決定ではないことに注意。
支給決定は、あくまで事後申請の審査後となる。

③ 工事

事前申請の審査結果を受けて、住宅改修事業者へ着工を依頼すること。

審査結果の前に着工した場合は、介護保険から住宅改修費は支給されない。



「領収書」と共に、「領収書」の内訳となる「工事費内訳書」、「住宅改修の完成後の状態が確認できる写真」を利用者に渡す。

「工事費内訳書」は、見積書と同じように、住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われる場合は、**対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出すること。**

「住宅改修の完成後の状態が確認できる写真」は、改修前及び改修後の写真とし、撮影日が分かるものとする。

④ 住宅改修支給申請（事後申請）

（事後申請に必要な書類）

- ①住宅改修工事完了届
- ②領収書
- ③工事費内訳書
- ④住宅改修の完成後の状態が確認できる写真

事後申請を受け、支給審査を行い、改修費の支給・不支給の決定を行う。

その後、介護保険が給付されます。

「受領委任払い」の場合、広島市は、保険給付を利用者ではなく、住宅改修事業者へ直接振り込みます。

誰が？

利用者

（申請者）

①事後申請

②支給決定

③保険給付

広島市
各区福祉課

③保険給付

住宅改修
事業者

（受領委任払いの場合）

「受領委任払い」について



利用者

「受領委任払い」を利用できる**利用者**は、下記のいずれにも該当する者であること。

- ①保険給付の全部又は一部の支払いを差し止められていないこと。
- ②被保険者証に保険給付差止の記録を受けていないこと。
- ③被保険者証に給付額減額等の記載を受けていないこと。
- ④住宅改修費を受領する権限について、事業者に委任していること。
- ⑤入院、施設入所中又は要介護(支援)認定新規申請中ではないこと。



住宅改修事業者

「受領委任払い」を利用できる**住宅改修事業者**は、下記のいずれにも該当する者であること。

- ①前年度の広島市が主催する住宅改修に関する研修等に、代表者又は従業者が参加していること。
- ②広島市から受領委任払いを中止する通知を受けていないこと。

申請書及び書類の留意点

申請書

- 「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行った工事種別（種類告示の第1号から第5号までの別）ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、見積書等においてこれらの内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。

見積書

- 見積書は、工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。
- 平成30年7月13日に、厚生労働省から住宅改修の見積り様式が示されているので、この様式を使うこと。

予定の状態が確認できるもの（写真、平面図など）

- 便所、浴室、廊下等の箇所ごとの写真とする。
- 着工していないことを確認する必要があるため、原則として撮影日がわかるものとする。
写真でしか着工日がわからない場合もあるため、確実に撮影日をわかるようにすること。
- 「段差解消」については、工事前と工事後で何センチの段差を解消したのかがわかるように、メジャーを当てて写真撮影すること。
- 位置や面積、写真の撮影位置など、改修内容の確認ができるよう、必要に応じて平面図などを提出する。

住宅改修の見積様式（平成30年7月31日改定）

（平成12年3月8日老発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

見積書参考様式B：介護保険給付対象工事を含む工事全体の見積 記入例

工事全体の見積										介護保険給付対象工事部分の見積及び情報			
住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称 (※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分			算出根拠
										数量	単位	金額	
(6)	No.1	壁	下地補強板	ABC社 xx-987a 100×50 L=800	□	枚	□□	□□□□	○	枚	○○○○	手すり設置対象部分を○㎡で算出	
(1)	No.2	手すり	手すり	DE社 z=123 木製(金具:ステンレス)	○	㎡	○○○	○○○○	○	㎡	○○○○		
住宅改修の種類 を明示する。			同取付け施工					○○	○	人	○○○○		
			1階洋室計					○○			△△△△		
(3)		1階和室・DK	撤去	既存壁・床撤去				□□	□	㎡	□□□	介護保険対象部分を抽出する場合は その工事範囲を明示する。	
(3)	No.3	床	フローリング					□□	□	㎡	□□□		
(3)			フローリング					□□	□	人	□□□□		
	No.4	壁	月桃紙	軸組み、下地(PB12mm)	○		○○	○○○○					
	No.4	天井	木質ボード張り	○○製厚9mm、下地、回り縁共	○	㎡	○○	○○○○					
		家具・雑	カウンター収納棚	w=1800 h=900		m							
				両面と扉、ナラ質板フラッシュ、金物オイルスチン塗装内	○		○○	○○○○					
(3)			1階和室・DK計					○○○○			△		
(3)(5)		1階トイレ	撤去	既存壁及び洋式便器、床撤去工事費	○	㎡	○○○	○○○○	□	㎡	□□□□	便器床部分を1/3で按分	
	No.5	内装・壁		○ 支持:石膏ボード12mmの上クロス張り	○	㎡	○○○	○○○○					
(3)	No.6	内装・床	床:クッションフロア材	JKL社 QG123 合板 t=12mm下地共	○	㎡	○○○	○○○○	○	㎡	○○○○		
			床貼り施工費		□	人	□□	□□□□	□	人	□□□□		
(5)	No.7	便器	洋式便器	MN社 ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	1	個	○○○○		
(5)			便器取付け施工費		1	人	○○○	○○○○	1	人	○○○○		
(5)	No.8	給排水工事	給排水管接続工事費					○○○○	○	㎡	○○○○		
介護工事の対象となる箇所の 写真や図の番号を記載する。			1階トイレ計					○○○○	○		○○○○		
			小 計					○○○○			○○○○		
			諸 経 費			○	%	○○○					
			合 計					○○○○					
			消 費 税			8	%	○○○					
			総 合 計					○○○○			△△△△		

(※1) 住宅改修の種類：(1) 手すりの取付け(2) 段差の解消(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4) 引き戸等への扉の取替え(5) 洋式便器等への便器の取替え(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

申請書及び書類の留意点

領収証

- 領収証の宛名は、原則**申請者本人**となる。
- 領収証には**工事費内訳書も添付する**。
- 領収証の金額は、住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を記載して差し支えないが、この場合、申請書に記載された「住宅改修に要する費用」が住宅改修の工事種別1～6の住宅改修費用として適切に算出されたことがわかるよう、**工事内訳書でその算出方法を明示する**。
- 災害の免除などで、**利用者の負担がない場合**は、領収書に代えて「**工事完了報告書**」の提出が必要になる。
その場合にも領収書と同様に、「工事完了日」「工事内訳書」「事業者の住所・連絡先・代表社名」「事業者の印」「被保険者等氏名」に加えて、利用者の「**工事の完了を確認しました**」という記載及び「**記名**」が必要。

工事費内訳書

- 工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。
(厚生労働省の見積様式を参考にすること。)

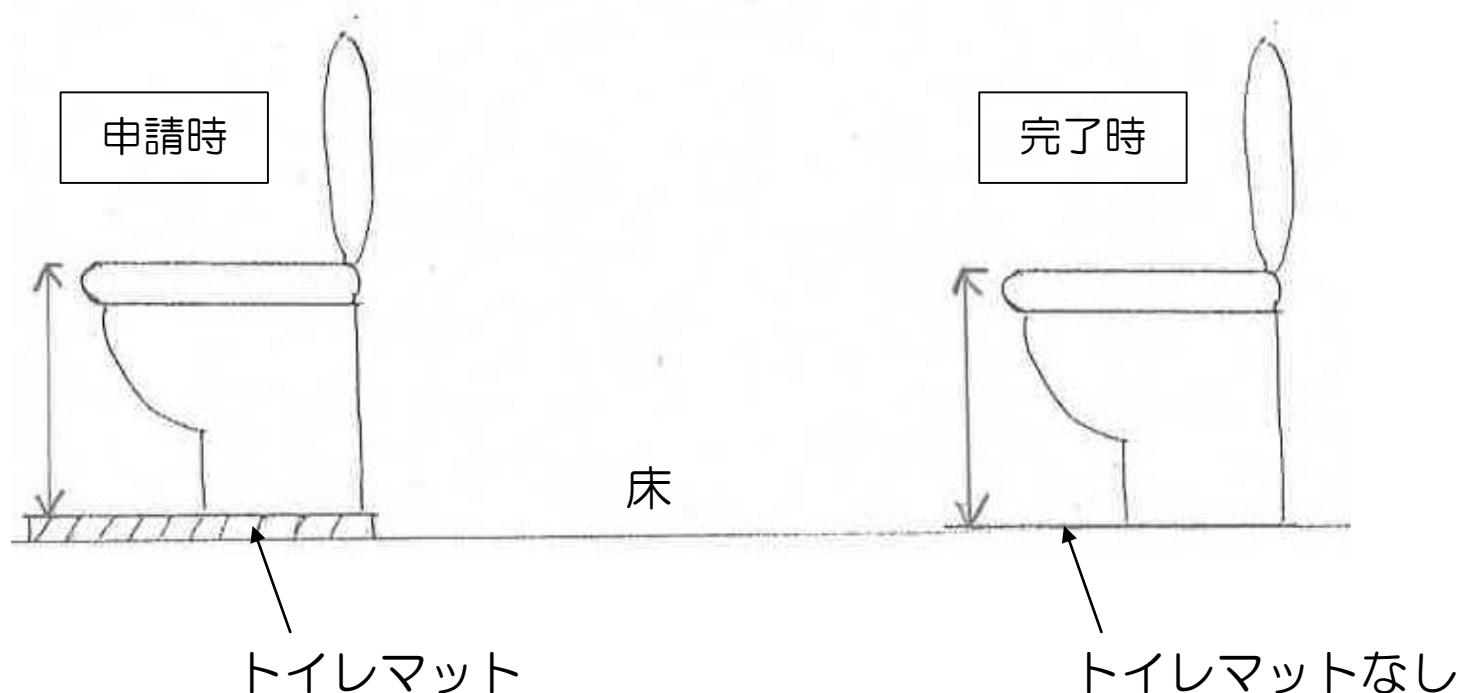
申請書及び書類の留意点

完成後の状態が確認できるもの
(写真、平面図など)

- 便所、浴室、廊下等の箇所ごとの写真とする。
- 「段差解消」については、工事前と工事後で何センチの段差を解消したのかがわかるように、メジャーを当てて写真撮影すること。
- 浴室床と浴槽底の「段差解消」については、工事後の写真は①浴室床と浴槽縁、②浴槽縁と浴槽底 の2か所を写真撮影すること。
- 工事前と工事後の状態を明確に比較できるようにするため、できるだけ工事前写真と工事後写真の撮影位置及び角度を同じにすること。
- 踏台を設置した後の写真では、固定状況が確認しづらい場合、工事中に写真撮影を行うこと。

申請書及び書類の留意点の事例

申請前と申請後の高さを測る際の条件が違う

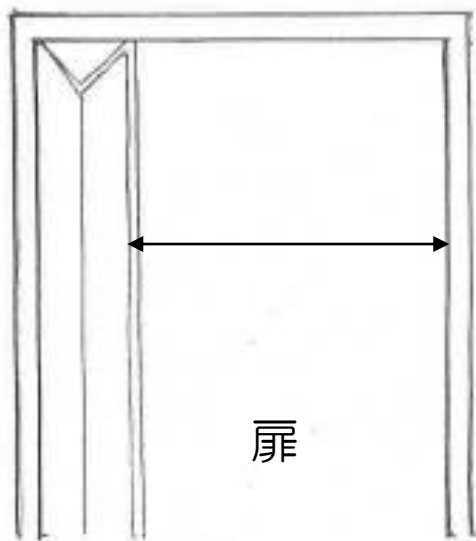


福祉用具で対応不可な場合の便器の変更による高さの変更

申請書及び書類の留意点の事例

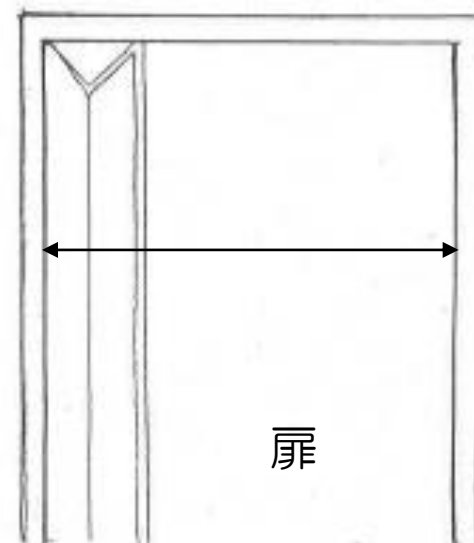
申請前と申請後の幅を測る際の条件が違う

申請時



扉

完了後



扉

扉の開口

申請書及び書類の留意点の事例

起点が写っていない

拡大写真

メジャーの起点が
わかる全体写真

湯船

メジャー

メジャーの位置

住宅改修費算定上の留意点

住宅の新築

- 住宅改修費の支給対象とならない。

増築の場合

- 新たに居室を設ける場合は支給対象とならない。
- 廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合は手すりの取り付けに係る費用についてのみ、また、便所の拡張に伴い和式便器を洋式便器に取り換える場合は洋式便器等への便器の取替えに係る費用についてのみ、住宅改修費の支給対象となる。

転居について

- 現に居住する住宅の住所地から移転することを「転居」といい、現に居住する住宅を同一住所地で建替えることは「転居」にならない。

住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

- 住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出する。

住宅改修費算定上の留意点

1つの住宅
に複数の被
保険者がい
る場合

- 住宅改修費の支給限度額管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことが可能である。
- ただし、1つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を特定し、それが重複しないように申請する。
- 例えば各自の居室の床材変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行えるが、共用の居室について床材変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行う。

大規模工事
について

- 広い部屋の床を全面嵩上げして段差解消する等、大がかりな工事内容となっているため、介護保険の住宅改修とは掛け離れた高額な工事が見受けられる。
- 介護保険の住宅改修は、**資産形成につながらないよう比較的小規模なもの**を対象工事としていることを踏まえ、工事内容が適切なものになっているかを必ず検討すること。

住宅改修費算定上の留意点

洋式便器から洋式便器への取替えについて

- 洋式便器の高さを補う方法は、特定福祉用具の「補高便座」を取り付けるという方法もあるので、安易に住宅改修で対応しないこと。

踏台の設置について

- 玄関の段差解消等で設置する踏み台については、住宅に固定することで、住宅改修を認めている。踏台を設置した後の写真では、固定状況が確認しづらい場合、工事途中で写真撮影行うこと。

営業活動等に対する苦情について

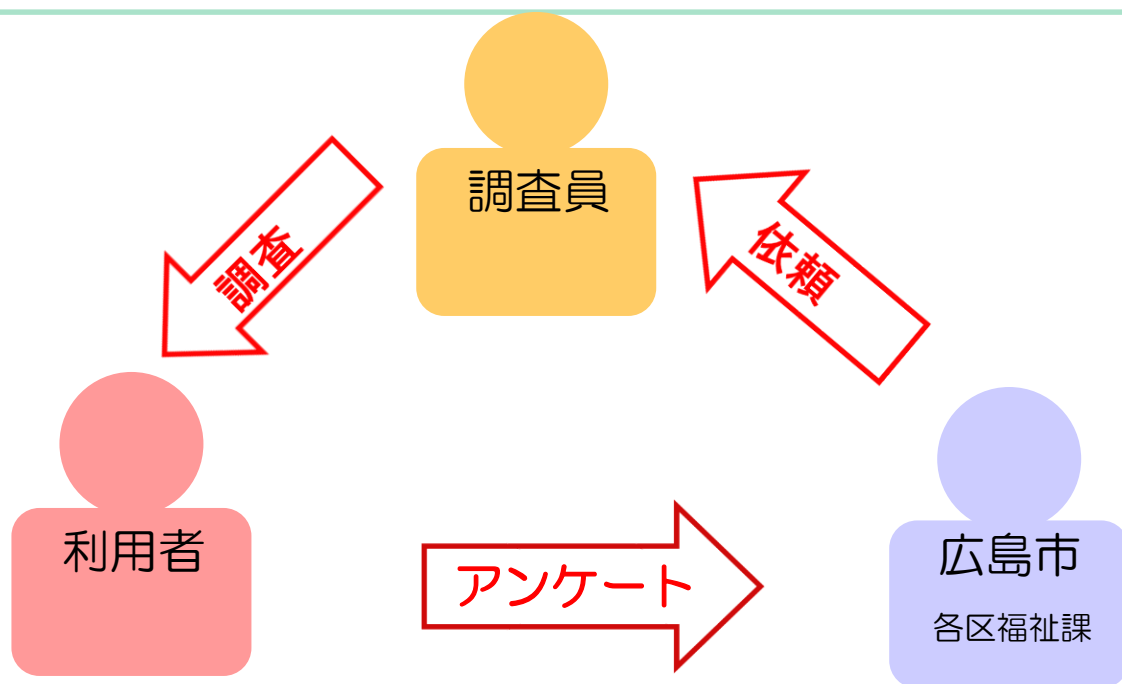
- 住宅改修事業者が、住宅改修の工事内容ではなく、強引な営業活動を行うことや、住宅改修制度の説明不足に対する苦情が本市へ報告されている。営業活動等を禁ずるものではないが、住宅改修は、介護保険として、**「住宅」ではなく、「個人」に支給されるもの**であることを良く理解すること。
- 介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすること等は認められない。

住宅改修工事チェックの実施

1 目的

住宅改修工事の適正化を図ることを目的として、市が、住宅改修費支給申請者宅を調査員に訪問させ、申請内容と施工内容とが適切に施工されていることを調査する。

調査の結果、不適切な施工があれば住宅改修工事事業者に問題点を指摘し、適切な施工について指導するとともに、不適切事例の情報を公開する等により再発抑制に努める。



住宅改修工事チェックの実施

2 指摘した不適切な施工事例（主なもの）

- 工事費内訳書との整合性について
 - ・スロープ、床張り、舗装の**施工面積が内訳書と一致していなかった。**
 - ・**フローリング**での見積であるのに、**ビニールシート貼り**になっていた。
 - ・手すりの**長さが見積と一致していなかった。** 見積より柱の数が少なかった。
- 施工状況について
 - 手すり・手すりの**下地補強**がされておらず、**固定されていなかった。**
 - ・手すりの補強板、支柱が**十分固定されていなかった。**
 - ・長い手すりの中間支持金物が設置されていなかった。
 - ・収縮亀裂を起こす場所に木製手すりを使用した。（浴室・外部等）
 - ・手すりの端部が切り放しのままで危険である。
 - ・便所の手すりの設置位置が高すぎた。
 - ・設置した浴室手すりが、水栓金具と干渉して湯が使用できなくなった。
 - 段差
 - ・段差の解消をし、絨毯を敷いた結果、**開き戸が開かなくなった。**
 - ・玄関の踏み台（式台）が固定されていなかった。
 - ・段差解消の板が割れてしまった。（下地の強度不足）
 - ・廊下に設置したスロープと既存の敷居との間に段差があった。
 - ・外部スロープ折り返し平場の隅部に、水がたまる。
 - ・取替えた浴槽が、排水溝のドレン蓋と干渉して取り外せなくなった。

住宅改修工事チェックの実施

3 利用者に実施したアンケート調査結果

●手すりの取付け

- ・手すりの高さが低いのと手すりがすべる。床が滑るので立ちづらい。
- ・手すりがトイレの前面のみの取付けなので、左右どちらかがあればよかった。
- ・浴室Ｌ型手すり・・・浴室がユニットなので手すりの土台が不安定で使用できません。
- ・位置が微妙に・・・実際に使うとずれているようです。本人もはっきり体調がきまらないので仕方ないかとも思います。
- ・トイレの手すりが位置が良くなかった。（自費で修理）
- ・端末が金属で、いやだ。

●段差の解消

- ・絨毯が建具をこすり開かない。
- ・全体的にスロープにしたかったが、少し段差が残った。つまずきの恐れがある。
- ・道路進入口から玄関段差までスロープにして欲しかった。（車椅子使用の為）中途半端で大変不満です。

住宅改修工事チェックの実施

●すべりの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ・付随運動の人達は床が滑るととてもあぶない。わたしも靱帯を痛めてしまいました。床はすごく大事です。
 - ・床材の等級をもう少し高くすれば良かった。
 - ・床材で手をこすって痛いことがある。
- 段差をなくすための板がすべりやすい。

●引き戸等への扉の取替え

- ・扉の突き出しで枠の部分が気になっています。

●その他

- ・建物の構造上、バリアフリーに出来るところと出来ないところがあった。
- ・できればカタログを見せてほしい。耳で聞くだけでは、よくわからないので。形や色とかも見ておきたい。
- ・良い工事をしてありますが、工事費が少々高いようにも思います。
- ・工事の費用が思ったより高額でした。一生使用するものであれば満足せざるをえないのでしょうと納得しました。

作 成 広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
イラスト 月刊ブリコラージュ・川上京

（住宅改修の広島市ホームページ）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kaigo/2380.html> 【ページ番号：2380】